

意見書

平成 22 年 2 月 18 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成22年1月19日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案」(以下、本変更案)に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

1. NGN 接続料の改定について

(1) NTT-NGN 接続料算定方式全般について

本変更案の対象である東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という。)殿(以下、NTT 東日本及び NTT 西日本を合わせて、「NTT 東西」という。)の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)は、当該ネットワークが公衆交換電話網(PSTN)等の既存ネットワークの代替的サービスとして、効率的なネットワーク構成で構築されていること等に鑑みれば、その接続料は PSTN 等の既存ネットワークにおける接続料より基本的に廉価であるべきものと考えますが、こうした観点からも、当該接続料に係る現行の算定方式を継続することの妥当性について更なる検討が必要であると考えます。また、NTT-NGN については新規サービスであり、かつ NTT 東西殿による情報開示が不十分であること等に起因し、その接続料の算定方法については十分な関係者のコンセンサスを形成するまでに議論が醸成された状況にあるとは言えず、後述のとおり、その接続料の算定方法については、引き続き検討すべき課題等が数多く存在しており、実績データの取得やそれに基づく検証等を行いつつ、更に議論を深める必要があるものと考えます。従って、弊社共としましては、PSTN 接続料における長期増分費用モデル研究会と同様に、学識者、消費者団体及び事業者等が参画する検討の場(以下、「NTT-NGN 接続料研究会」という。)を早期に立ち上げ、NTT-NGN 接続料の算定方法について、継続して議論が行われることを要望します。

(2) 長期の将来原価方式の採用について

NTT-NGN については、日本電信電話株式会社の中期経営戦略「サービス創造グループを目指して」¹や三浦社長の記者会見²の内容等から、今後、最低でも2010年度から2012年度の3年間で約2,000万と大幅な需要増が見込まれるところであり、また NTT-NGN が

¹ 「サービス創造グループを目指して」(2008年5月13日 日本電信電話株式会社 P.8)において、「光サービスユーザの既存IP網からNGNへのマイグレーション」を「2012年度末目途に完了」と記載。

<http://www.ntt.co.jp/ir/library/presentation/2008/080513b.pdf>

² 2010年2月5日三浦社長会見において、光サービスのユーザについて「2012年度くらいには2,000万に到達する」と発言。

<http://www.ntt.co.jp/kaiken/index.html>

PSTN 等の既存ネットワークの代替的サービスであることを踏まえれば、当然 2012 年度以降も継続的に需要が増加していくことが容易に想定されることです。

従って、NTT-NGN は、接続料規則第八条第二項第一号において「新規であり、かつ、今後相当の需要の増加が見込まれるものであるとき」とされる将来原価方式適用の条件を満たしているのはもちろんのこと、その需要の増加は複数年に跨ることはほぼ確実であることから、将来原価方式にて接続料を算定する場合には、算定対象期間を例えば 5 年間とする等、長期の算定期間を採用することが適当と考えます。

(3)コストドライバの今後の在り方

本変更案において、中継ルータと伝送路のコストドライバは「現時点での NGN トラヒック把握は平成 21 年度上期のもののみであり、このような短期間のデータから適切な予測を行うことは困難である」ことをもって、ポート容量比を採用しています。

しかしながら、「次世代ネットワークに関する接続料算定等の在り方について」報告書(2008 年 12 月 25 日公表)において、「2010 年度以降接続料の算定に用いるコストドライバとしては、想定トラヒック比とポート実績トラヒック比の 2 案があり得る」と記載されているとおり、本来想定トラヒック比かポート実績トラヒック比を用いることが望ましいとされているところです。

従って、最低限、現状把握可能な 2009 年度上期のトラヒックデータから、想定トラヒック比、及びポート実績トラヒック比を算出し、本変更案のポート容量比と比較する等、コストドライバの在り方について検証を深めることが必要と考えます。

(4)帯域等換算係数及び QoS の加味の適正性

帯域等換算係数は、利用者料金とコストのバランスや適正性等の観点において許容し難い乖離等の存在があり、公正競争確保の観点から問題がある場合にはじめて導入が検討されるべきであり、今回の補正により、映像系サービスやテレビ電話等に係る費用が、従来の固定電話の代替であり基本的サービスであるひかり電話に費用が片寄せされるようなことはあってはならないと考えます。

この点については、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方」(2009 年 3 月 31 日公表)においても「帯域換算や QoS の有無・程度の反映方法については、引き続き検討を深めることが適当」とされているところであり、本変更案の検討に際しては、まずは帯域等換算係数を用いずに算定した場合のコスト配賦の結果及び接続料水準を公表の上、当該係数の採用の妥当性について検証すべきと考えます。

(5)その他

「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」報告書案に対する弊社共意見書

(2008年2月28日提出)においても述べたとおり、NTT-NGNに係る接続料設定において、以下の2点のアンバンドル接続料の設定を行い、事業者がより創意工夫を活かしたサービスを迅速に提供開始できるよう環境整備がなされるべきと考えます。

- 収容局に設置されているNTT-NGN用の収容ルータのインタフェース(中継ルータ側)に接続点を追加し、NTT-NGNサービスのアクセス回線について加入者単位でアンバンドルした接続料
- 中継局に設置されているNTT-NGN用の中継ルータのインタフェースに接続し、NTT-NGNサービスの中継回線とアクセス回線を併せて加入者単位でアンバンドルした接続料

2. 電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールに係る措置について

(1) ドライカップの下部区間に係る網使用料等の設定(サブアンバンドル)

ドライカップのサブアンバンドルの実現は、今後、接続事業者の費用負担適正化のみならず、新たな技術やサービス開発における事業者の創意工夫余地の拡大に寄与することから、利用者利便の向上及び国内全域のブロードバンド普及に資するものと考えます。

従って、本変更案のとおり、新たなアンバンドル機能としてドライカップサブアンバンドルの網使用料並びに標準的接続箇所等が設定されるべきと考えます。

なお、NTT 東西殿より認可申請された網使用料は下部区間のみの料金(NTT 東日本: 807 円、NTT 西日本: 892 円)であり、今後、上部区間のみの利用について接続事業者より要望があった場合には、提供条件の適正性を確保する観点より上部区間料金相当として示されている料金(NTT 東日本: 528 円、NTT 西日本: 460 円)にて上部区間の網使用料が遅滞無く設定されることを要望します。

(2) 波長分割多重装置に係る中継ダークファイバの手続等について

① 波長分割多重装置に係る中継ダークファイバの情報開示について

本変更案において、波長分割多重装置(以下、「WDM」という。)に係る情報開示は、D ランク区間のみが情報開示の対象となっています。

しかしながら、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方についての答申」(平成21年10月16日公表)(以下、「同答申」という。)において「WDM装置の設置区間か否かの情報の事前開示には、それほどコスト・時間を要しないと考えられる」とされており、これに基づき改正された情報開示告示においても開示対象が限定されていないことから、WDM設置の有無に係る情報開示はDランクのみならず全てのランクを対象にすべきと考えます。

また、本変更案において、接続事業者に事前に開示される項目はWDMの設置の有無のみとなっていますが、弊社共が同答申(案)に対する意見書で述べているとおり、NTT 東西

殿は、波長の空き情報、一般光信号中継回線と同レベルの経路情報、区間長等といった情報についても積極的に開示すべきと考えます。

②特別光信号中継回線のアンバンドル構成について

特別光信号中継回線については、本変更案において「光信号中継回線であって、その区間の両端において波長分割多重装置を対向して設置するもの」と定義されています。

しかしながら、電源・スペース等のリソースの有無や網設計ポリシーにより、下図のように、WDMは必ずしも単一の光信号中継回線の両端に設置されるものではないと考えられます。

従って、複数の光信号中継回線及び光信号局内伝送路から構成される回線の両端においてWDMを対向して設置している区間についても、WDMアンバンドル区間の対象とすべきと考えます。

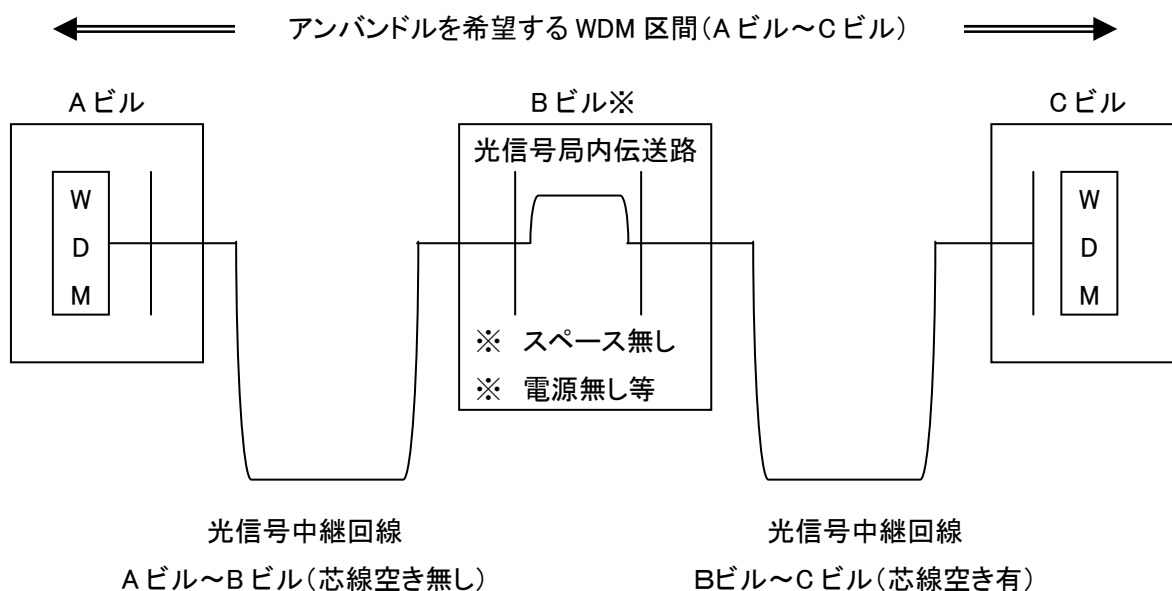


図. 複数の光信号中継回線及び光信号局内伝送路による構成区間

③特別光信号中継回線の接続インターフェースについて

特別光信号中継回線に係る技術的条件集別表 25.4(光信号接続インターフェイス仕様(特別光信号中継回線接続インターフェイス))において、特別光信号中継回線に係る接続インターフェイス仕様が規定されていますが、一般的に広範に利用されている次のインターフェースもサポートすべきです。

- SDH/SONET インターフェイス: STM-16、OC-48

(3)中継ダークファイバの異経路構成等に係る確認調査/接続の申込等について

本変更案において、特別光信号中継回線が、中継ダークファイバの異経路構成等に係

る確認調査及び接続の申込等の対象となっていないませんが、ネットワーク構築時における異経路構成の必要性については、一般光信号中継回線と特別光信号中継回線では全く違いはないことから、特別光信号中継回線についても異経路構成に係る確認調査及び接続の申込等の対象とすべきと考えます。

以上